那霸市公報

号外第729号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

<u></u> 目 次

◇条 例◇

○那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(人事課)・・・・・・・・・・ 4306
○那覇市農業委員会委員定数条例(商工農水課)・・・・・・・・・・・ 4311
○那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(学校給食課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)・・・・・・ 4322
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例(市民生活安全課)・・・・・・ 4325
○那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例(障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例(建築指導課)・・・・・・・・・・ 4337
○那覇市地域振興基金条例を廃止する条例(企画調整課)・・・・・・・・・・ 4344
◇消防局訓令◇
○那覇市消防局警防規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・ 4345

条 例

那覇市条例第1号

平成29年3月22日

那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

那 覇 市 公 報

那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第 26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員(法第26条の5第1項の職員をいう。以下同じ。)の配偶者同行休業(法第26条の6第1項の配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年以内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

- 第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり 継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事 由」という。)とする。
 - (1) 外国での勤務
 - (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国におい て行うもの
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げる事由に該当するものを除く。)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるもの (配偶者同行休業の承認の申請)
- 第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日 及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項の配偶者をいう。以下同 じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにして しなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

- 第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引 き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範 囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、 配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
- 2 第2条の規定は、前項の延長の承認について準用する。 (配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)
- 第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延 長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該 延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認 める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由 が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
 - (2) 配偶者同行休業をしている職員が那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第10条第2項の規定による特別休暇(8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である職員が申 し出た場合又は職員が出産した場合のものに限る。)を取得することとなった こと。
 - (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児 休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業 を承認することとなったこと。

(届出)

- 第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨 を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合 (配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)
- 第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、 当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)につい て職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理する ことが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる 任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、 申請期間について1年を超えて行うことができない。
 - (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任用された職員の任期が申請期間に満たない場合 にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

- 第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第10条第3項に規定する規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、 前項の規定による調整を行った場合には部内の他の職員との均衡を著しく失す ると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、 その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)第9条の4第1項 及び第10条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条 例第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当す るものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての那覇市職員退職手当支給条例第10条第4項 の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(その月数 に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとし、地方公務員 法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により現実に 職務に従事することを要しなかった期間(昭和47年5月15日から昭和48年5月14日 までの間に係る期間を除く。)については、その月数)」とあるのは、「その月数」 とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市条例第2号

平成29年3月22日

那覇市農業委員会委員定数条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市農業委員会委員定数条例

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定により条例で定める那覇市農業委員会の委員の定数は、9人とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律 第63号) 附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされ る那覇市農業委員会の委員の任期満了の日(選挙による委員の全員が全てなくな ったときは、そのなくなった日)後に任命される委員の定数について適用する。 (那覇市農業委員会の委員の定数等に関する条例の廃止)
- 3 那覇市農業委員会の委員の定数等に関する条例(平成17年那覇市条例第6号)は、 廃止する。

那覇市条例第3号

平成29年3月22日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
付 則	付 則		
10 平成23年4月1日から <u>平成29年3月31日</u>	10 平成23年4月1日から平成31年3月31日		
までの間、第3条第1号中「108万5,000円」	までの間、第3条第1号中「108万5,000円」		
とあるのは「97万7,000円」とし、同条第	とあるのは「97万7,000円」とし、同条第		
2号中「89万円」とあるのは「80万1,000	2号中「89万円」とあるのは「80万1,000		
円」とし、同条第3号中「78万1,000円」	円」とし、同条第3号中「78万1,000円」		
とあるのは「70万3,000円」とし、同条第	とあるのは「70万3,000円」とし、同条第		
4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,	4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,		
000円」とする。	000円」とする。		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
付 則	付 則		
5 平成23年4月1日から <u>平成29年3月31日</u> ま	5 平成23年4月1日から <u>平成31年3月31日</u> ま		
での間に市長等が退職した場合の第3条	での間に市長等が退職した場合の第3条		
の規定の適用については、同条中「退職	の規定の適用については、同条中「退職		
時の給料月額」とあるのは「退職時の給	時の給料月額」とあるのは「退職時の給		
料月額(給与条例付則第10項の規定にか	料月額(給与条例付則第10項の規定にか		
かわらず、給与条例第3条に規定する額と	かわらず、給与条例第3条に規定する額と		
する。)」とする。	する。)」とする。		

┃備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例による廃止前の那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年那覇市条例第4号) 付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例付則第2項の規定によ る廃止前の那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇 市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
付 則	付 則	

7 平成23年4月1日から平成29年3月31日ま 7 平成23年4月1日から平成31年3月31日ま

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市条例第4号

平成29年3月22日

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のよ

うに改正する。 改正前 改正後 (育児休業をすることができない職員) (育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員 | 第2条 「略] は、次に掲げる職員とする。 (1) 法第6条第1項の規定により任期を (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261 定めて採用された職員 号) 第26条の6第7項又は法第6条第1項 の規定により任期を定めて任用された 職員 (2) 「略] (2) [略] (3) 育児休業により養育しようとする 子について、既に育児休業をしたこと がある職員(当該職員の配偶者の出産 後8週間以内に育児休業を取得した場 合及び次条に掲げる場合を除く。) (法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者 は、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の4第1号の養育里親である職員(児 童の親その他の同法第27条第4項に規定 する者の意に反するため、同項の規定に より、同法第6条の4第2号の養子縁組里親 であって養子縁組によって養親となるこ とを希望している者として当該児童を委 託することができない職員に限る。)に同 法第27条第1項第3号の規定により委託さ れている当該児童とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める 特別の事情)

の事情は、次に掲げる事情とする。

第2条の3 法第2条第1項ただし書の条例で 定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める

(法第2条第1項ただし書の条例で定める 特別の事情)

第3条 法第2条第1項の条例で定める特別 | 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定 める特別の事情は、次に掲げる事情とす

期間)

(1) 育児休業をしている職員が産前の 休業を始め若しくは出産したことによ り当該育児休業の承認が効力を失い、 又は第5条に規定する事由に該当した ことにより当該育児休業の承認が取り 消された後、当該産前の休業若しくは 出産に係る子若しくは同条に規定する 承認に係る子が死亡し、又は養子縁組 等により職員と別居することとなった <u>こと。</u>

$(2) \sim (5)$ [略]

(育児休業をした職員の退職手当の取扱 [/\]

第9条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和 47年那覇市条例第69号。以下「退職手当 条例」という。)第9条の4第1項及び第10 条第4項の規定の適用については、育児休 業をした期間は、同条例第9条の4第1項に 規定する現実に職務に従事することを要 しない期間に該当するものとする。

2 「略]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から 起算して1年を経過しない場合に育児短 時間勤務をすることができる特別の事 る。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の 休業を始め、又は出産したことにより、 当該育児休業の承認が効力を失った 後、当該産前の休業又は出産に係る子 が次に掲げる場合に該当することとな ったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居する こととなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に 規定する事由に該当したことにより当 該育児休業の承認が取り消された後、 同条に規定する承認に係る子が次に掲 げる場合に該当することとなったこ と。_
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第817 条の2第1項の規定による請求に係る 家事審判事件が終了した場合(特別 養子縁組の成立の審判が確定した場 合を除く。)又は養子縁組が成立しな いまま児童福祉法第27条第1項第3号 の規定による措置が解除された場合

$(3) \sim (6)$ [略]

(育児休業をした職員の退職手当の取扱 (/ J

- 第9条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和 47年那覇市条例第69号。以下「退職手当 条例」という。)第9条の4第1項及び第10 条第4項の規定の適用については、育児休 業をした期間は、退職手当条例第9条の4 第1項に規定する現実に職務に従事する ことを要しない期間に該当するものとす る。
- 2 [略]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から 起算して1年を経過しない場合に育児短 時間勤務をすることができる特別の事 情)

- 第11条 法第10条第1項ただし書の条例で 第11条 [略] 定める特別の事情は、次に掲げる事情と する。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員(次 号、第3号及び第14条において「育児短 時間勤務職員」という。)が産前の休業 を始め若しくは出産したことにより当 該育児短時間勤務の承認が効力を失 い、又は第14条第1号に掲げる事由に該 当したことにより当該育児短時間勤務 の承認が取り消された後、当該産前の 休業若しくは出産に係る子若しくは同 号に規定する承認に係る子が死亡し、 又は養子縁組等により職員と別居する こととなったこと。

- (2) 育児短時間勤務職員が休職又は停 職の処分を受けたことにより、当該育 児短時間勤務の承認が効力を失った 後、当該休職又は停職の期間が終了し たこと。
- (3) 育児短時間勤務職員が当該職員の 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上 の障害により当該育児短時間勤務に係 る子を養育することができない状態が 相当期間にわたり継続することが見込 まれることにより当該育児短時間勤務 の承認が取り消された後、当該職員が 当該子を養育することができる状態に 回復したこと。

 $(4) \sim (6)$ [略]

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 法第12条において準用する同法第|第14条 法第12条において準用する法第5

情)

- (1) 育児短時間勤務(法第10条第1項の 育児短時間勤務をいう。第17条の表、 第18条及び付則第5項を除き、以下同 じ。)をしている職員が、産前の休業を 始め、又は出産したことにより、当該 育児短時間勤務の承認が効力を失った 後、当該産前の休業又は出産に係る子 が、第3条第1号ア又はイに掲げる場合 に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、 第14条第1号に掲げる事由に該当した ことにより当該育児短時間勤務の承認 が取り消された後、同号に規定する承 認に係る子が、第3条第2号ア又はイに 掲げる場合に該当することとなったこ
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が 休職又は停職の処分を受けたことによ り、当該育児短時間勤務の承認が効力 を失った後、当該休職又は停職の期間 が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が 当該職員の負傷、疾病又は身体上若し くは精神上の障害により当該育児短時 間勤務に係る子を養育することができ ない状態が相当期間にわたり継続する ことが見込まれることにより当該育児 短時間勤務の承認が取り消された後、 当該職員が当該子を養育することがで きる状態に回復したこと。

 $(5) \sim (7)$ [略]

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

5条第2項の条例で定める事由は、次に掲 げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務職員について当該 育児短時間勤務に係る子以外の子に係 る育児短時間勤務を承認しようとする とき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該 育児短時間勤務の内容と異なる内容の 育児短時間勤務を承認しようとすると き。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当 の取扱い)

第10条第4項の規定の適用については、育 児短時間勤務をした期間は、同条例第9 条の4第1項に規定する現実に職務に従事 することを要しない期間に該当するもの とみなす。

2~3 「略]

(部分休業の承認)

- 第20条 部分休業の承認は、正規の勤務時 間の始め又は終わりにおいて、30分を単 位として行うものとする。
- 保育のための特別休暇を承認されている 職員に対する部分休業の承認について は、1日につき2時間から当該特別休暇を 承認された時間を減じた時間を超えない 範囲内で行うものとする。

条第2項の条例で定める事由は、次に掲げ る事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員に ついて当該育児短時間勤務に係る子以 外の子に係る育児短時間勤務を承認し ようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員に ついて当該育児短時間勤務の内容と異 なる内容の育児短時間勤務を承認しよ うとするとき。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当 の取扱い)

第18条 退職手当条例第9条の4第1項及び | 第18条 退職手当条例第9条の4第1項及び 第10条第4項の規定の適用については、育 児短時間勤務をした期間は、退職手当条 例第9条の4第1項に規定する現実に職務 に従事することを要しない期間に該当す るものとみなす。

2~3 「略]

(部分休業の承認)

- 第20条 部分休業(法第19条第1項の部分休 業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の 勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。
- 2 勤務時間条例第10条第2項の規定による | 2 勤務時間条例第10条第2項に規定する保 育のための特別休暇又は勤務時間条例第 11条の2第1項の介護時間を承認されてい る職員に対する部分休業の承認について は、1日につき2時間から当該特別休暇又 は当該介護時間を承認された時間を減じ た時間を超えない範囲内で行うものとす

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 4 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ

改正後

る全ての条名等を順次示したものとする。

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号) の一部を次のように改正する。

改正前

(1週間の勤務時間)

第2条 「略]

2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」 という。)第10条第3項の規定により同条 第1項に規定する育児短時間勤務(以下 「育児短時間勤務」という。)の承認を受 けた職員(同法第17条の規定による短時 間勤務をすることとなった職員を含む。 以下「育児短時間勤務職員等」という。) の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を 受けた育児短時間勤務の内容(同法第17 条の規定による短時間勤務をすることと なった職員にあっては、同条の規定によ りすることとなった短時間勤務の内容。 以下「育児短時間勤務等の内容」という。) に従い、任命権者が定める。

3~4 「略]

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤 務)

第6条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、 規則で定めるところにより、その子を養 育するために請求した場合には、公務の 運営に支障がある場合を除き、規則で定 めるところにより、当該職員に当該請求 に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時 刻を、職員が育児又は介護を行うための ものとしてあらかじめ定められた特定の 時刻とする勤務時間の割り振りによる勤 務をいう。以下この条において同じ。) をさせるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 「略〕

2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第10条第3項の規 定により同条第1項の育児短時間勤務の 承認を受けた職員(同法第17条の規定に よる短時間勤務をすることとなった職員 を含む。以下「育児短時間勤務職員等」 という。)の1週間当たりの勤務時間は、 当該承認を受けた育児短時間勤務の内容 (同法第17条の規定による短時間勤務を することとなった職員にあっては、同条 の規定によりすることとなった短時間勤 務の内容。以下「育児短時間勤務等の内 容」という。)に従い、任命権者が定める。

3~4 「略]

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤 務)

第6条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、 規則で定めるところにより、その子(民法 (明治29年法律第89号)第817条の2第1項 の規定により職員が当該職員との間にお ける同項に規定する特別養子縁組の成立 について家庭裁判所に請求した者(当該 請求に係る家事審判事件が裁判所に係属 している場合に限る。)であって、当該職 員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規 定により同法第6条の4第2号の養子縁組 里親である職員に委託されている児童そ の他これらに準ずる者として規則で定め る者を含む。以下同じ。)を養育するため に請求した場合には、公務の運営に支障 $(1) \sim (2)$ [略]

2~3 「略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及 び時間外勤務の制限)

第6条の3 「略]

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職 員が、規則で定めるところにより、当該 子を養育するために請求した場合には、 当該請求をした職員の業務を処理するた めの措置を講ずることが著しく困難であ る場合を除き、第6条に規定する勤務(災 害その他避けることのできない事由に基 づく臨時の勤務を除く。次項及び第5項に おいて同じ。)をさせてはならない。

3~4 「略]

5 [略]

(介護休暇)

第11条 介護休暇は、職員が要介護者を介 護するため、勤務しないことが相当であ ると認められる場合における休暇とす る。

がある場合を除き、規則で定めるところ により、当該職員に当該請求に係る早出 遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が 育児又は介護を行うためのものとしてあ らかじめ定められた特定の時刻とする勤 務時間の割り振りによる勤務をいう。以 下この条において同じ。)をさせるものと する。

(1)~(2) [略]

2~3 「略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及 び時間外勤務の制限)

第6条の3 「略]

- 員が、規則で定めるところにより、当該 子を養育するために請求した場合には、 当該請求をした職員の業務を処理するた めの措置を講ずることが著しく困難であ る場合を除き、第6条に規定する勤務(災 害その他避けることのできない事由に基 づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び 第6項において同じ。)をさせてはならな 11

3~4 「略]

- 5 任命権者は、要介護者のある職員が、規 則で定めるところにより、当該要介護者 を介護するために請求した場合には、公 務の運営に支障がある場合を除き、第6 条に規定する勤務をさせてはならない。
- 6 [略]

(介護休暇)

|第11条 介護休暇は、職員が要介護者の介 護をするため、任命権者が、規則の定め るところにより、職員の申出に基づき、 要介護者の各々が当該介護を必要とする 1の継続する状態ごとに、3回を超えず、 かつ、通算して6月を超えない範囲内で指 定する期間(以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が介 2 介護休暇の期間は、指定期間内において 護を必要とする一の継続する状態ごと に、連続する6月の期間内において必要と 認められる期間とする。
- に関する条例第3条の規定にかかわらず、 その勤務しない1時間につき、同条例第2 条に規定する勤務時間1時間当たりの給 与額を減額する。

必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、那覇市職員の給与 3 介護休暇については、那覇市職員の給与 に関する条例第3条の規定にかかわらず、 その勤務しない1時間につき、同条例第2 条に規定する勤務1時間当たりの給与額 を減額する。

(介護時間)

- 第11条の2 介護時間は、職員が要介護者の 介護をするため、要介護者の各々が当該 介護を必要とする1の継続する状態ごと に、連続する3年の期間(当該要介護者に 係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき 勤務しないことが相当であると認められ る場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間 内において1日につき2時間を超えない範 囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、那覇市職員の給与 に関する条例第3条の規定にかかわらず、 その勤務しない1時間につき、同条例第2 条に規定する勤務1時間当たりの給与額 を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護 時間の承認)

第12条 病気休暇、特別休暇(規則で定める ものを除く。)、介護休暇及び介護時間に ついては、規則の定めるところにより、 任命権者の承認を受けなければならな 11

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承 認)

第12条 病気休暇、特別休暇(規則で定める ものを除く。)及び介護休暇については、 規則の定めるところにより、任命権者の 承認を受けなければならない。

備考

- 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正前の那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条の規定により介護休 暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日から起算して6月を 経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の那覇市職員の勤務時間、休日及び休 暇に関する条例第11条第1項の指定期間については、任命権者は、規則の定めるところに より、当該介護休暇の初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(当該介護休暇の 初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

那覇市条例第5号

平成29年3月22日

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正 する。

改正前			改正後		
(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称 のとおりとする。	が及び位置は、次	第	(名称及び位置) 2条 [略]		
名称 [略] 大名学校給食センター	位置 [略]		名称 [略] 大名学校給食センター 鏡原学校給食センター	位置 [略] 那覇市鏡原町 36番1号	

備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」と いう。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以 下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分 及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

那覇市条例第6号

平成29年3月22日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正す る。

改正前

(初任給調整手当)

第14条 初任給調整手当は、採用による欠|第14条 初任給調整手当は、採用による欠 員の補充が困難であると認められる次の 各号に掲げる職に新たに採用された職員 のうち規則で定めるものに対して、第1 号に掲げる職に係るものにあっては採用 の日から35年以内、第2号に掲げる職に係 るものにあっては採用の日から10年以内 の期間、当該各号に掲げる額を支給する。 $(1) \sim (2)$ 「略]

2~3 [略]

(扶養手当)

第15条 [略]

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他 2 [略] に生計の途がなく主としてその職員の扶 養を受けているものをいう。
 - (1) 「略]
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子及び孫

(3)~(5) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当す | 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3 る扶養親族については1万3,000円、同項 第2号から第5号までの扶養親族について は6,500円(職員に配偶者がない場合にあ っては、そのうち1人については1万1,00 0円)とする。

改正後

(初任給調整手当)

員の補充が困難であると認められる次の 各号に掲げる職に新たに採用された職員 のうち規則で定めるものに対して、第1 号に掲げる職に係るものにあっては採用 - の日から35年以内、第2号に掲げる職に係 るものにあっては採用の日から15年以内 の期間、当該各号に掲げる額を支給する。

 $(1) \sim (2)$ 「略]

2~3 [略]

(扶養手当)

第15条 [略]

- (1) 「略]
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある孫

(4)~(6) [略]

号から第6号までのいずれかに該当する 扶養親族については1人につき6,500円 (行政職給料表の適用を受ける職員でそ の職務の級が8級であるもの及び同表以 外の各給料表の適用を受ける職員でその 職務の級がこれに相当するものとして規 則で定める職員にあっては、3,500円)、 同項第2号に該当する扶養親族(次項にお いて「扶養親族たる子」という。)につい ては1人につき1万円とする。

4~5 「略〕

(勤勉手当)

0日(以下この条及び付則第13項第4号に おいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、基準日 以前6月以内の期間におけるその者の勤 務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日 から起算して15日を超えない範囲内にお いて規則で定める日に支給する。これら の基準日の属する月に退職し、若しくは 法第16条第1号に該当して同法第28条第4 項の規定により失職し、又は死亡した職 員(規則で定める職員を除く。)について も同様とする。

4~5 「略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月3 | 第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月3 0日(以下この条及び付則第13項第4号に おいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、規則で 定める期間における人事評価の結果及び 基準日以前6月以内の期間における勤務 の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日 から起算して15日を超えない範囲内にお いて規則で定める日に支給する。これら の基準日の属する月に退職し、若しくは 法第16条第1号に該当して法第28条第4項 の規定により失職し、又は死亡した職員 (規則で定める職員を除く。)についても 同様とする。

2~5 「略]

2~5 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の那覇市職員の給与に関 する条例(以下「改正後条例」という。)第15条第3項の規定の適用については、同項中「前 項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき 6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以 外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定 める職員にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親 族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶 養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下この項及び次項において 「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合に あっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当す る扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合 にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後条例第15条第3項の規定の適用 については、同項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるも の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものと して規則で定める職員にあっては、3,500円)、同項第2号」とあるのは、「、同項第2号」 とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (勤勉手当に係る経過措置)
- 第3条 改正後条例第26条の4第1項の規定は、平成29年度以後において、年度ごとに実施する人事評価を2回以上受けている職員について適用し、当該職員以外の職員については、なお従前の例による。

那覇市条例第7号 平成29年3月22日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する

那朝印個八個報床護朱例(平成3年那朝印朱例第21号)の一部を次のように以正する。 			
改正前	改正後		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 [略]		
る用語の意義は、当該各号に定めるとこ			
ろによる。			
(1)~(11) [略]	(1) \sim (11) [略]		
(12) 情報提供等記録 番号法第23条第	(12) 情報提供等記録 番号法第23条第		
1項及び第2項の規定により記録された	1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法</u>		
特定個人情報をいう。	第26条において準用する場合を含む。)		
	の規定により記録された特定個人情報		
	をいう。		
(決定後の手続)	(決定後の手続)		
第19条 [略]	第19条 [略]		
2~3 [略]	2~3 [略]		
 4 実施機関は	/ 「		

- 4 実施機関は、前項の措置をとった場合 | 4 [略] は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定めるものに対し、遅滞なく、そ の旨を書面により通知するものとする。 ただし、実施機関が必要がないと認める 場合は、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 情報提供等記録の訂正 総務大臣 及び番号法第19条第7号の情報照会者 又は情報提供者(当該訂正に係る番号) 法第23条第1項及び第2項に規定する記 録に記録された者であって、当該実施 機関の長以外のものに限る。)
- (1) 「略]
- (2) 情報提供等記録の訂正 総務大臣 及び番号法第19条第7号の情報照会者 若しくは情報提供者又は同条第8号の 条例事務関係情報照会者若しくは条例 事務関係情報提供者(当該訂正に係る 番号法第23条第1項及び第2項(これら の規定を番号法第26条において準用す る場合を含む。)に規定する記録に記録 された者であって、当該実施機関の長 以外のものに限る。)

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

那覇市条例第8号

平成29年3月22日

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例(平成24年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前

(基準該当生活介護の基準)

第97条 生活介護に係る基準該当障害福祉 サービス(以下この節において「基準該当 生活介護」という。)の事業を行う者(以 下この節において「基準該当生活介護事 業者」という。)が当該事業に関して満た すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者(那覇市指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成2 4年那覇市条例第50号。以下「指定居宅 サービス等基準条例」という。)第100 条第1項に規定する指定通所介護事業 者をいう。以下同じ。)であって、地域 において生活介護が提供されていない こと等により生活介護を受けることが 困難な障がい者に対して指定通所介護 (指定居宅サービス等基準条例第99条 に規定する指定通所介護をいう。以下 <u>同じ。)を</u>提供するものであること。

改正後

(基準該当生活介護の基準)

第97条 [略]

- (1) 指定通所介護事業者(那覇市指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成2 4年那覇市条例第50号。以下「指定居宅 サービス等基準条例」という。)第100 条第1項に規定する指定通所介護事業 者をいう。) 又は指定地域密着型通所介 護事業者(那覇市指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例(平成24年那覇 市条例第51号。以下「指定地域密着型 サービス基準条例」という。)第60条の 3第1項に規定する指定地域密着型通所 介護事業者をいう。)(以下「指定通所 介護事業者等」という。)であって、地 域において生活介護が提供されていな いこと等により生活介護を受けること が困難な障がい者に対して指定通所介 護(指定居宅サービス等基準条例第99 条に規定する指定通所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護(指定地 域密着型サービス基準条例第60条の2 に規定する指定地域密着型通所介護を いう。)(以下「指定通所介護等」とい う。)を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所(指定居宅サー

(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サー |

ビス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。<u>以下同じ。)の食堂</u>及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、<u>指定通所介護の</u>利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) <u>指定通所介護事業所</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所</u>が提供する<u>指定通所介護の</u>利用者の数を<u>指定通所介護の</u>利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該<u>指定通所介護事業所</u>として必要とされる数以上であること。

(4) 「略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等 に関する特例)

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(<u>那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受ける</u>

ビス等基準条例第100条第1項に規定す る指定通所介護事業所をいう。)又は指 定地域密着型通所介護事業所(指定地 域密着型サービス基準条例第60条の3 第1項に規定する指定地域密着型通所 介護事業所をいう。)(以下「指定通所 介護事業所等」という。)の食堂及び機 能訓練室(指定居宅サービス等基準条 例第102条第2項第1号又は指定地域密 着型サービス基準条例第60条の5第2項 第1号に規定する食堂及び機能訓練室 をいう。以下同じ。)の面積を、指定通 所介護等の利用者の数と基準該当生活 介護を受ける利用者の数の合計数で除 して得た面積が3平方メートル以上で あること。

(3) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の 員数が、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が 提供する<u>指定通所介護等の</u>利用者の数 を<u>指定通所介護等の</u>利用者及び基準該 当生活介護を受ける利用者の数の合計 数であるとした場合における当該<u>指定</u> <u>通所介護事業所等</u>として必要とされる 数以上であること。

(4) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等 に関する特例)

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域 密着型サービス基準条例)第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域に密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活介護を受けることが困難なにより生活のでは、2000年間

ことが困難な障がい者に対して指定小規 模多機能型居宅介護(指定地域密着型サ ービス基準条例第82条に規定する指定小 規模多機能型居宅介護をいう。以下同 じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介 護(指定地域密着型サービス基準条例第1 91条に規定する指定看護小規模多機能型 居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通い サービス(指定地域密着型サービス基準 条例第83条第1項又は第192条第1項に規 定する通いサービスをいう。以下同じ。) を提供する場合には、当該通いサービス を基準該当生活介護と、当該通いサービ スを行う指定地域密着型サービス基準条 例第83条第1項に規定する指定小規模多 機能型居宅介護事業所又は指定地域密着 型サービス基準条例第192条第1項に規定 する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護 事業所等」という。)を基準該当生活介護 事業所とみなす。この場合において、前 条の規定は、当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所等については適用しない。

$(1) \sim (5)$ 「略]

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

- 第151条 自立訓練(機能訓練)に係る基準 該当障害福祉サービス(以下この節にお いて「基準該当自立訓練(機能訓練)」と いう。)の事業を行う者(以下この節にお いて「基準該当自立訓練(機能訓練)事業 者」という。)が当該事業に関して満たす べき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者であって、地域 において自立訓練(機能訓練)が提供さ れていないこと等により自立訓練(機 能訓練)を受けることが困難な障がい 者に対して指定通所介護を提供するも のであること。
 - (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機 能訓練室の面積を、指定通所介護の利 |

宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護 小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型サービス基準条例第191条に規定する 指定看護小規模多機能型居宅介護をい う。以下同じ。)のうち通いサービス(指 定地域密着型サービス基準条例第83条第 1項又は第192条第1項に規定する通いサ ービスをいう。以下同じ。)を提供する場 合には、当該通いサービスを基準該当生 活介護と、当該通いサービスを行う指定 地域密着型サービス基準条例第83条第1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介 護事業所又は指定地域密着型サービス基 準条例第192条第1項に規定する指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指 定小規模多機能型居宅介護事業所等」と いう。)を基準該当生活介護事業所とみな す。この場合において、前条の規定は、 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 等については適用しない。

(1)~(5) 「略]

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準) 第151条 「略]

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地 域において自立訓練(機能訓練)が提供 されていないこと等により自立訓練 (機能訓練)を受けることが困難な障が い者に対して指定通所介護等を提供す るものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び 機能訓練室の面積を、指定通所介護等

用者の数と基準該当自立訓練(機能訓 練)を受ける利用者の数の合計数で除 して得た面積が3平方メートル以上で あること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員 数が、当該指定通所介護事業所が提供 する指定通所介護の利用者の数を指定 通所介護の利用者及び基準該当自立訓 練(機能訓練)を受ける利用者の数の合 計数であるとした場合における当該指 定通所介護事業所として必要とされる 数以上であること。

(4) 「略]

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

- 第161条 自立訓練(生活訓練)に係る基準 該当障害福祉サービス(以下この節にお いて「基準該当自立訓練(生活訓練)」と いう。)の事業を行う者(以下この節にお いて「基準該当自立訓練(生活訓練)事業 者」という。)が当該事業に関して満たす べき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所介護事業者であって、地域 において自立訓練(生活訓練)が提供さ れていないこと等により自立訓練(生 活訓練)を受けることが困難な障がい 者に対して指定通所介護を提供するも のであること。
 - (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機 能訓練室の面積を、指定通所介護の利 用者の数と基準該当自立訓練(生活訓 練)を受ける利用者の数の合計数で除 して得た面積が3平方メートル以上で あること。
 - (3) 指定通所介護事業所の従業者の員 数が、当該指定通所介護事業所が提供 する指定通所介護の利用者の数を指定 通所介護の利用者及び基準該当自立訓 練(生活訓練)を受ける利用者の数の合 計数であるとした場合における当該指 定通所介護事業所として必要とされる

- の利用者の数と基準該当自立訓練(機 能訓練)を受ける利用者の数の合計数 で除して得た面積が3平方メートル以 上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の 員数が、当該指定通所介護事業所等が 提供する指定通所介護等の利用者の数 を指定通所介護等の利用者及び基準該 当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者 の数の合計数であるとした場合におけ る当該指定通所介護事業所等として必 要とされる数以上であること。

(4) 「略]

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準) 第161条 「略]

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地 域において自立訓練(生活訓練)が提供 されていないこと等により自立訓練 (生活訓練)を受けることが困難な障が い者に対して指定通所介護等を提供す るものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び 機能訓練室の面積を、指定通所介護等 の利用者の数と基準該当自立訓練(生 活訓練)を受ける利用者の数の合計数 で除して得た面積が3平方メートル以 上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の 員数が、当該<u>指定通所</u>介護事業所等が 提供する指定通所介護等の利用者の数 を指定通所介護等の利用者及び基準該 当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者 の数の合計数であるとした場合におけ る当該指定通所介護事業所等として必

数以上であること。

(4) 「略]

(就労)

第180条 [略]

2 「略]

(賃金及び工賃)

第181条 「略]

2~3 [略]

いない利用者それぞれに対し支払われる 1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を 下回ってはならない。

要とされる数以上であること。

(4) 「略]

(就労)

第180条 [略]

- 2 「略]
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の 機会の提供に当たっては、利用者の就労 に必要な知識及び能力の向上に努めると ともに、その希望を踏まえたものとしな ければならない。

(賃金及び工賃)

第181条 [略]

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活 動に係る事業の収入から生産活動に係る 事業に必要な経費を控除した額に相当す る金額が、前項の規定により利用者に支 払う賃金の総額以上となるようにしなけ ればならない。

3~4 [略]

- 4 第2項の規定により雇用契約を締結して | 5 第3項の規定により雇用契約を締結して いない利用者それぞれに対し支払われる 1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を 下回ってはならない。
 - 6 第1項の賃金及び第3項の工賃の支払に 要する額は、原則として、法第6条の自立 支援給付をもって充ててはならない。た だし、当該支払を行う指定就労継続支援A 型事業所が激甚な災害が発生した地域に 所在する場合その他やむを得ない場合 は、この限りでない。

(運営規程)

- 第185条の2 指定就労継続支援A型事業者 は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事 項に関する運営規程を定めておかなけれ ばならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定就労継続支援A型の内容(生産

活動に係るものを除く。)並びに支給決 定障害者から受領する費用の種類及び その額

- (6) 指定就労継続支援A型の内容(生産 活動に係るものに限る。)並びに利用者 の労働時間、第181条第1項の賃金及び 同条第3項の工賃
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意 事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障がいの 種類を定めた場合には、当該障がいの 種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する 事項
- (13) その他運営に関する重要事項 (準用)

第186条 第11条から第19条まで、第21条、 第22条、第24条、第25条、第30条、第38 条から第43条まで、第60条から第63条ま で、第69条、第71条から第73条まで、第7 6条から第78条まで、第89条から第91条ま で、第93条から第95条まで、第147条、第 148条及び第172条の規定は、指定就労継 続支援A型の事業について準用する。この 場合において、第11条第1項中「第33条」 とあるのは「第185条の2」と、第22条第2 項中「次条第1項」とあるのは「第186条 において準用する第147条第1項 と、第2 5条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第 186条において準用する第147条第2項」 と、第60条第1項中「次条第1項」とある のは「第186条において準用する次条第1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就 労継続支援A型計画」と、第61条中「療養 介護計画」とあるのは「就労継続支援A 型計画」と、第62条中「前条」とあるの は「第186条において準用する前条」と、 第78条第2項第1号中「第61条」とあるの

(準用)

第186条 第11条から第19条まで、第21条、 第22条、第24条、第25条、第30条、第38 条から第43条まで、第60条から第63条ま で、第69条、第71条から第73条まで、第7 6条から第78条まで、第89条から第95条ま で、第147条、第148条及び第172条の規定 は、指定就労継続支援A型の事業について 準用する。この場合において、第11条第1 項中「第33条」とあるのは「第186条にお いて準用する第92条」と、第22条第2項中 「次条第1項」とあるのは「第186条にお いて準用する第147条第1項」と、第25条 第2項中「第23条第2項」とあるのは「第1 86条において準用する第147条第2項」と、 第60条第1項中「次条第1項」とあるのは 「第186条において準用する次条第1項」 と、「療養介護計画」とあるのは「就労 継続支援A型計画」と、第61条中「療養介 護計画」とあるのは「就労継続支援A型計 画」と、第62条中「前条」とあるのは「第 186条において準用する前条」と、第78 条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第一 186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第186条において準用する第186条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

は「第186条において準用する第61条」と、 「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援A型計画」と、同項第2号中「第56条 第1項」とあるのは「第186条において準 用する第21条第1項」と、同項第3号中「第 68条」とあるのは「第186条において準用 する第91条」と、同項第4号中「第76条第 2項」とあるのは「第186条において準用 する第76条第2項」と、同項第5号及び第6 号中「次条」とあるのは「第186条」と、 第95条中「前条」とあるのは「第186条に おいて準用する前条」と読み替えるもの とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市条例第9号

平成29年3月22日

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	以正妆
	(運営規程)
	第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就
	労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる
	事業の運営についての重要事項に関する
	運営規程を定めておかなければならな
	<u>V</u>
	(1) 事業の目的及び運営の方針
	(2) 職員の職種、員数及び職務の内容
	(3) 営業日及び営業時間
	<u>(4) 利用定員</u>
	(5) 就労継続支援A型の内容(生産活動
	に係るものを除く。)並びに利用者から
	受領する費用の種類及びその額
	(6) 就労継続支援A型の内容(生産活動
	に係るものに限る。)並びに利用者の労
	働時間、第80条第1項の賃金及び同条第
	3項の工賃
	(7) 通常の事業の実施地域
	(8) サービスの利用に当たっての留意
	<u>事項</u>
	(9) 緊急時等における対応方法
	<u>(10) 非常災害対策</u>
	(11) 事業の主たる対象とする障がいの
	種類を定めた場合には、当該障がいの
·	<u>種類</u>
	(12) 虐待の防止のための措置に関する
	<u>事項</u>
	<u>(13) その他運営に関する重要事項</u>
(就労)	(就労)
第79条 [略]	第79条 [略]
2 [略]	2 [略]
	3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会
	<u>の提供に当たっては、利用者の就労に必</u>

(賃金及び工賃)

第80条 「略〕

2~3 [略]

4 第2項の規定により雇用契約を締結して いない利用者それぞれに対し支払われる 1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を 下回ってはならない。

(準用)

第85条 第9条、第10条、第14条から第20 条まで、第25条から第27条まで、第29条 から第33条まで、第35条、第37条、第42 条、第46条から第50条まで及び第54条の 規定は、就労継続支援A型の事業について 準用する。この場合において、第10条第2 項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第 85条において準用する第18条第1項」と、 「療養介護計画」とあるのは「就労継続 支援A型計画」と、同項第2号中「第29条 第2項」とあるのは「第85条において準用 する第29条第2項」と、同項第3号中「第3 1条第2項」とあるのは「第85条において 準用する第31条第2項」と、同項第4号中 「第33条第2項」とあるのは「第85条にお いて準用する第33条第2項」と、第17条第 1項中「次条第1項」とあるのは「第85条 において準用する次条第1項」と、第18 条中「療養介護計画」とあるのは「就労 継続支援A型計画」と、第19条中「前条」 とあるのは「第85条において準用する前 条」と読み替えるものとする。

要な知識及び能力の向上に努めるととも に、その希望を踏まえたものとしなけれ ばならない。

(賃金及び工賃)

第80条 「略]

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に 係る事業の収入から生産活動に係る事業 に必要な経費を控除した額に相当する金 額が、前項の規定により利用者に支払う 賃金の総額以上となるようにしなければ ならない。

3~4 [略]

5 第3項の規定により雇用契約を締結して いない利用者それぞれに対し支払われる 1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を 下回ってはならない。

(準用)

第85条 第9条、第10条、第14条から第20 条まで、第25条から第27条まで、第29条 から第33条まで、第35条、第42条、第46 条から第50条まで及び第54条の規定は、 就労継続支援A型の事業について準用す る。この場合において、第10条第2項第1 号中「第18条第1項」とあるのは「第85 条において準用する第18条第1項」と、「療 養介護計画」とあるのは「就労継続支援A 型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」 とあるのは「第85条において準用する第2 9条第2項」と、同項第3号中「第31条第2 項」とあるのは「第85条において準用す る第31条第2項」と、同項第4号中「第33 条第2項」とあるのは「第85条において準 用する第33条第2項」と、第17条第1項中 「次条第1項」とあるのは「第85条におい て準用する次条第1項」と、第18条中「療 養介護計画」とあるのは「就労継続支援A 型計画」と、第19条中「前条」とあるの は「第85条において準用する前条」と読 み替えるものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

那覇市条例第10号 平成29年3月22日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]	

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~4 「略]

5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」 という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建	[略]	
	築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲		
	げる基準に適合していることにつき、あ		
	らかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以		
	外の用途に供する部分については建築基		
	準法第77条の21第1項に規定する指定確		
	認検査機関を兼ねるものに限る。)又は <u>エ</u>		
	ネルギーの使用の合理化等に関する法律		
	(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規		
	定する登録建築物調査機関(以下「評価機		
	関等」という。)による審査を受けたもの		
	に限る。)の認定の申請に対する審査		
(3)~	~ (4) [略]		

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項に おいて「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
<u>(1)</u>	法第29条第1項の規定に基づ	[略]	
	く建築物エネルギー消費性		
	能向上計画の認定の申請に		
	対する審査(<u>(2)</u> の号に該当		
	する場合を除く。)		
<u>(2)</u>	法第29条第1項の規定に基づ	[略]	
	く建築物エネルギー消費性		
	能向上計画(法第30条第1項		
	各号に掲げる基準に適合し		
	ていることにつき、あらかじ		
	め評価機関等(非住宅部分に		
	ついては登録機関(エネルギ		
	一の使用の合理化等に関す		
	る法律第76条第1項の登録建		
	築物調査機関をいう。以下同		
	<u>じ。)</u>)による審査を受けたも		
	のに限る。)の認定の申請に		
	対する審査		
(3)	法第31条第1項の規定に基づ	[略]	<u>(1)</u> の号の規定により合算した額の2
	く建築物エネルギー消費性		分の1の額(申請に併せて法第31条第2
	能向上計画の変更の認定の		項において準用する法第30条第2項の
	申請に対する審査(<u>(4)</u> の号		規定に基づく申出がある場合にあっ
	に該当する場合を除く。)		ては、当該申請に係る建築物等ごとに
			それぞれ那覇市建築確認等手数料条
			例別表第1に掲げる額(構造計算適合
			性判定を要する部分が含まれる場合
			にあっては、第3項の表備考の規定に
			より算定した額を加えた額)を加算し
			た額)
<u>(4)</u>	法第31条第1項の規定に基づ	[略]	<u>(2)</u> の号の規定により合算した額の2
	く建築物エネルギー消費性		分の1の額(申請に併せて法第31条第2
	能向上計画の変更(変更部分		項において準用する法第30条第2項の
	について法第30条第1項各号		規定に基づく申出がある場合にあっ
	に掲げる基準に適合してい		ては、当該申請に係る建築物等ごとに
	ることにつき、あらかじめ評		それぞれ那覇市建築確認等手数料条
	価機関等(非住宅部分につい		例別表第1に掲げる額(構造計算適合
	ては登録機関に限る。)によ		性判定を要する部分が含まれる場合
	る審査を受けたものに限		にあっては、第3項の表備考の規定に
	る。)の認定の申請に対する		より算定した額を加えた額)を加算し
	審査		た額)
<u>(5)</u>	法第36条第1項の規定に基づ	[略]	申請された建築物の各部分の区分に
	く建築物のエネルギー消費		応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合

	性能に係る認定の申請に対		計ごとに算定した額を合算した額
	する審査(<u>(6)</u> の号に該当す		ア〜カ [略]
	る場合を除く。)		
<u>(6)</u>	法第36条第1項の規定に基づ	[略]	申請された建築物の各部分の区分に
	く建築物(法第2条第1項第3		応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合
	号の建築物エネルギー消費		計ごとに算定した額を合算した額
	性能基準に適合しているこ		ア〜カ [略]
	とにつき、あらかじめ評価機		
	関等(非住宅部分については		
	登録機関に限る。)による審		
	査を受けたものに限る。)の		
	エネルギー消費性能に係る		
	認定の申請に対する審査		

7 [略]

[改正後 別記] 別表第4(第2条関係) 建設に関するもの

1~4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建	[略]	
	築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲		
	げる基準に適合していることにつき、あ		
	らかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以		
	外の用途に供する部分については建築基		
	準法第77条の21第1項に規定する指定確		
	認検査機関を兼ねるものに限る。)又は建		
	築物のエネルギー消費性能の向上に関す		
	る法律(平成27年法律第53号)第15条第1		
	項に規定する登録建築物エネルギー消費		
	性能判定機関(以下「評価機関等」とい		
	の認定の申請に対する審査		
(3)~	· ~(4) [略]		

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。) に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第12条第1項又は	建築物エネル	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ判定
	第13条第2項の規定	ギー消費性能	に係る建築物の評価対象床面積の合計ごとに
	に基づく建築物エネ	適合性判定手	算定した額を合算した額(評価対象床面積が
	ルギー消費性能適合	<u>数料</u>	ない場合にあっては、83,000円)

1	Lucius 45	I	
	性判定		ア 標準入力法又は主要室入力法の場合
			<u>(ア) 300平方メートル未満のもの 215</u>
			<u>, 000円</u>
			(イ) 300平方メートル以上2,000平方メ
			<u>ートル未満のもの 347,000円</u>
			(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方
			メートル未満のもの 494,000円
			(エ) 5,000平方メートル以上10,000平
			(オ) 10,000平方メートル以上25,000平
			方メートル未満のもの 719,000円
			(カ) 25,000平方メートル以上のもの
			820,000円
			(ア) 300平方メートル未満のもの 83,
			000円
			(イ) 300平方メートル以上2,000平方メ
			<u>ートル未満のもの 139,000円</u>
			(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方
			メートル未満のもの 223,000円
			(エ) 5,000平方メートル以上10,000平
			<u> 方メートル未満のもの 291,000円</u>
			<u>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平</u>
			<u> 方メートル未満のもの 349,000円</u>
			(カ) 25,000平方メートル以上のもの
			<u>410, 000円</u>
<u>(2)</u>	法第12条第2項又は	建築物エネル	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該</u>
	第13条第3項の規定	ギー消費性能	計画の変更に係る建築物の部分の評価対象床
	に基づく建築物エネ	適合性判定変	面積の合計ごとに算定した額を合算した額
	ルギー消費性能確保	更手数料	(評価対象床面積がない場合にあっては、
	計画の変更に係る建		41,500円)
	築物エネルギー消費		ア 標準入力法又は主要室入力法の場合
	性能適合性判定		<u>(ア) 300平方メートル未満のもの 107</u>
			<u>, 500円</u>
			(イ) 300平方メートル以上2,000平方メ
			ートル未満のもの 173,500円
			(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方
			メートル未満のもの 247,000円
			(エ) 5,000平方メートル以上10,000平
			方メートル未満のもの 304,000円
			(オ) 10,000平方メートル以上25,000平
			方メートル未満のもの 359,500円
			(カ) 25,000平方メートル以上のもの
			410,000円
I	I	I	110,000[1

1	I	1	フェデュ独版法の担合
			イモデル建物法の場合
			<u>(ア) 300平方メートル未満のもの 41,</u>
			<u>500円</u>
			<u>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メ</u>
			<u>ートル未満のもの 69,500円</u>
			 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方
			メートル未満のもの 111,500円
			(エ) 5,000平方メートル以上10,000平
			方メートル未満のもの 145,500円
			(オ) 10,000平方メートル以上25,000平
			<u> 方メートル未満のもの 174,500円</u>
			<u>(カ) 25,000平方メートル以上のもの</u>
			205,000円
(3)	建築物のエネルギー	建築物エネル	(2)の号に定める額と同額
	消費性能の向上に関	ギー消費性能	
	する法律施行規則	確保計画軽微	
	(平成28年国土交通	変更該当証明	
	省令第5号)第11条に		
	規定する軽微な変更	百久日于奴仆	
	に関する証明書の交		
	<u>付</u>		
<u>(4)</u>	法第29条第1項の規	[略]	
	定に基づく建築物エ		
	ネルギー消費性能向		
	上計画の認定の申請		
	に対する審査((5)の		
	号に該当する場合を		
	除く。)		
(5)	法第29条第1項の規	 [略]	
(0)	定に基づく建築物工	LAH J	
	ネルギー消費性能向		
	上計画(法第30条第1		
	項各号に掲げる基準		
	に適合していること		
	につき、あらかじめ		
	評価機関等(非住宅		
	部分については登録		
	機関)による審査を		
	受けたものに限る。)		
	の認定の申請に対す		
	る審査		
(6)	法第31条第1項の規	 [略]	(4)の号の規定により合算した額の2分の1の
10)		 「加 <u>口</u> .]	
	定に基づく建築物工		額(申請に併せて法第31条第2項において準用
	ネルギー消費性能向		する法第30条第2項の規定に基づく申出があ

(7)	上の((7)場合 ((7)場合 ((7)場合 ((7))を ((7))	[略]	る場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(8)	る審査 法第36条第1項の規 定に基づく建築物の	[略]	申請に係る 建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定し
	エネルギー消費性能 に係る認定の申請に 対する審査(<u>(9)</u> の号 に該当する場合を除 く。)		た額を合算した額 ア〜カ [略]
(9)	法第36条第1項の規 項の第36条第1項藥第3号 可要第3号では 事業を 事業を 事業を を を は を り の り の り の り り り り り り り り り り り り り	[略]	申請に係る 建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額 た額を合算した額 ア〜カ [略]

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 (平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増 築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る同項の床面積から当該増築 又は改築に係る工場等部分の床面積を除いたもの)をいう。
- 2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖 場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であって、基準省令第1条第 1号イの一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものを いう。
- 3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー 消費性能確保計画が基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして提出 され、又は通知された場合をいう。
- 4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省 令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合 をいう。
- 5 「登録機関」とは、法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関をい
- 7 [略]

那覇市条例第11号 平成29年3月22日

那覇市地域振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市地域振興基金条例を廃止する条例

那覇市地域振興基金条例(平成2年那覇市条例第25号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第1号 平成 29 年 3 月 6 日 公 表 済

那覇市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 平 良 真 徳

那覇市消防局警防規程の一部を改正する訓令

那覇市消防局警防規程(平成 20 年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正 する。

改正前	改正後
[第1~9号様式 別記]	

備考

改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄 中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

[改正前 別記] 第1号様式(第77条関係)

بار	:災防御訓練執	1生主	署	長	次	席	司	令	司令補	報	告	者			
<i>)</i> \	沙人的儿中司邢宋书	以口首								階級					
	消防署	出張所								氏名					
訓練実	施年月日時	平成	年		月	日	曜	星日							
H/ 1/1/1/2 C		訓練開	始時	刻	時		分		訓練終了	時刻	時	分			
訓	練場		消防	署		出張	所管内	<u>1</u>		町	丁目				
	号車			<u>. Ę</u>	手車					号車					
 出動問		分 5	出動明		/ 4= ほ	车	<u>分</u>		出動時		· 時	分			
到着明			1着甲		F		<u>分</u> 分		到着時		, 時	 分			
一 帰所問				寺刻			 分		加加 帰所時		· 時				
使用は	マース		も用に	たーン	ζ				使用ホ	ース					
<u>50m</u>	m 本 口数		<u>50m</u>	m	<u>本</u>	口数			<u>50mm</u>	<u></u>	<u>口数</u>	<u> </u>			
<u>65m</u>	m 本 口数		<u>65m</u>	m	<u>本</u>	口数			<u>65mm</u>	<u></u>	<u>口数</u>	<u> </u>			
<u>放力</u>	ヾ <u>量</u> m³		<u>放フ</u>	/ 量		m ³			<u>放水</u>	量	m ³				
	号車へ中紀	<u> 迷送水</u> _		5	}車∽	<u>\</u> 中斜	迷送水		号車へ中継送水						
使用才			き用 フ						使用水利 消火栓・防火水槽・その他						
消火	全・防火水槽・	その他	消火	栓・『	方火才	〈槽・	その他	11	消火格	と・防火	水槽・	その他	ł <u>ı</u>		
階級	氏:	名 階	級		氏		名 ———	_	階級	H	, ,	名 ——			
部署位置	置・見取								•						

活動状況(概要、現場到着時の状況、行動)

[改正前 別記] 第2号様式(第77条関係)

救急・救助訓練報告書	署	長	次	席	司	令	司令補	報	告者	H .
1次心 1次切 叫称 拟口盲								階級		
消防署出張	所							氏名		
平原	也	Ė	<u></u> 月	日		曜日				
訓練実施年月日時	東開始時	刻	時		分		訓練終了	"時刻	時	分
訓練場所	消防	署	Н	出張	所管	内		町	丁目	
号車		与	<u>}車</u>					号車		
<u>出動時刻 時 分</u>	<u>出動</u> !	時刻_	時		<u>分</u>		<u>出動時刻</u>	明 時	<u>分</u>	
到着時刻 時 分	到着	時刻	時		分		到着時刻	則 時	分	
<u>帰署時刻 時 分</u>	帰署	時刻	時		<u>分</u>		帰署時刻	時	<u>分</u>	
階級 氏名	階 級		氏	2	名		階級	氏	名	
						1				
						\dashv				
 訓練種別										
安全管理状況										
使用資器材										

[改正前 別記] 第3号様式(第78条関係)

漎	防 活	魠	把 生	: 主		署	長	次	席	司	令	司	令補		報	<i>E</i>	告	者
刊	沙万省白	虭	₩ ⊏	「育										階	級			
	消防	署		出	脹所									氏	名			
災害	種	別		建物	林里	· 予 I	丰両	船舶	新	1空機	Ž	との	他の	火災	爆	発	i	
発 生	日	時		平成	年	F	月	目		曜日			時			分	·頃	
発 生	場	所																
建物	名	称									延	書物	構造					
発生場	所責任	者							(歳)	倡	Ē	話					
責 任	者 住	所																
所 有:	者 氏	名							(歳)	耶	我	業					
所 有	者 住	所																
覚 知	時	刻		E	庤	分	覚	知別			玛	見場	まで	の距	離			km
鎮圧	時	刻		F	诗	分	鎮	火	時	刻					時			分
気 象	状	況	天	気	風	向	風	速	気	温	i	湿	度	警	· 幸	Ę.	種	別
	時現	在						m/s		$^{\circ}\!\mathbb{C}$			%					
	号車			•			号耳	<u>E</u>		Ī			号車	<u>=</u>				
出動時刻	利	庤	分		出重	助時刻	<u> </u>	時	<u>}</u>	ı	出動時刻 時 分							
到着時刻	利 日	庤	分		到着時刻 時 分								 皆時刻	<u> </u>	時		分	
車両統制	削 日	庤	分		車両統制 時 分								可統制	削	時		分	
帰署時刻	利	庤	<u>分</u>		帰署	롤時 刻	<u> </u>	時	分	<u>}</u>	帰署時刻 時 分							
使用ホー	ース				使月	月ホー	ース				使用ホース							
<u>50m</u>	m 本	<u> </u>	1数	<u> </u>		<u>50m</u>	m	<u>本</u> _	3数		<u>50mm 本</u> <u>口数 口</u>							<u> </u>
<u>65m</u>	m 本	<u> </u>	3数	<u> </u>		<u>65m</u>	m	<u>本</u> [3数		1		<u>65m</u>	m	<u>本</u>		数	口
使用水和	[]					月水利						使月	月水禾					
消火	栓・防力		槽・そ			消火			槽・	その他			消火				曹・そ	その他
	<u>放力</u>			<u>m³</u>			<u> が</u>	水量		m	3 -			<u> </u>	水量			m ³
階級		氏	名		階	級		氏	1	占 ———	1	階	級		氏		名 ——	1
											T							
											†							
											\dagger							
											_					_		

那 覇 市 公 報

活動状況(出動中及び到着時の災害状況を含む)	
	\neg

[改正前 別記] 第4号様式(第79条関係)

7. <i>a</i> . <i>l</i> ld []] €	4. 却 <i>什</i> 妻	ſ	署	長	次	席	司《	令	司令補	報	告	者	į.
その他出動	切報告書									階級			
消防署	出引	悥所								氏名			
種 別	特別	警戒	Ž	警员	方調了	<u>İ</u>	その何	也	誤報	誤認	3	虚	报
発生(実施)日時	平成	年	月		日	F	星日	Į,	身 分	頃~	時	2	分
発生(実施)場所													
建物名称								廷	建物構造				
発生場所責任者						(歳)	冒	主 話				
責任者住所													
所有者氏名						(歳)	耶	选 業				
所有者住所													
覚 知 時 刻	Ħ	寺	分	覚	知別			罗	見場まで	の距離			km
号車				号車	Ĭ					号車			
出動時刻 時	<u>分</u>	出動	時刻		時		<u> </u>	1	出動時刻	明 時		<u>分</u>	
到着時刻 時	<u>分</u>	到着	時刻	<u> </u>	時	5	<u> </u>	-	到着時刻	明 時		<u>分</u>	
車両統制 時	<u>分</u>	<u>車両</u>	統制]	時	5	<u>}</u>	1	車両統制	明 時		<u>分</u>	
帰署時刻 時	<u>分</u>	帰署	時刻]	時	5	<u> </u>	1	帰署時刻	時		<u>分</u>	
使用ホース		使用	ホー	-ス				ı	使用ホー	-ス			
	<u> </u>		<u>50m</u> r			<u>口数</u>			<u>50m</u>		<u>口数</u>	(口
	<u> </u>		<u>65m</u> r			<u>口数</u>			<u>65m</u>		<u>口数</u>		<u> </u>
放水量	m ³			<u>苏</u>	水量	<u> </u>	m	3		<u>放水</u> 量	<u></u>		m ³
階級 氏	名	階	級		氏		名	1	階級	氏		名	
								1					
								1					
								1					
活動状況(出動	中及び到着時	身の火	災状	沈える	r含t	<u>'</u> ')							

(裏)
部署位置・見取図

[改正前 別記]

第5号様式(第80条関係)

	₩	助活	· 新	起 丛	:主		署	長	次	席	恒	令	` =	司令補		報	告	者	
	13X	功作	1 判	TIX F	7 首										階級	及			
		消队	方署		出	張所									氏名	<u>Z</u>			
災	害	種	別		火災	廷	書物	水菓	推 烜	弘水昌	F .	機械	1 3	交通	ガス酢	ガス酸欠 その			1,
発	生	日	時		平成	白	F	月	E	1	曜日			時		2	分頃		
発	生	場	所																
発生	E場所		£者							(崩	轰)	職	業					
責	任ā	者 住	所										電	話					
所:	有有	者 氏	名							(崩	轰)	職	業					
所:	有有	者 住	所										電	話					
覚	知	時	刻			時	分	覚	知別				現	揚まで	の距離	准			km
気	象	状	況	天	気	風	向	風	速	気	(ì	温	湿	度	警	報	種	5	31
		時期	見在						m/s			\mathbb{C}		%					
			号車	Ĭ				_		号車									
l —	出動時刻 時 分 出								<u>時</u> 時				出動時刻 時 分						
I —	詩時亥		時	<u>分</u>			 手時多					<u>到着時刻</u>			分				
I —	時亥		時	分			出時刻 時				<u>分</u>			出時刻		時	分		
<u>帰署</u>	時刻	<u>J</u>	時	<u>分</u>		帰署	 皆時刻	器時刻 時			<u>分</u>			署時刻	1			<u>- </u>	
階	級		氏	名		階	級		氏	3	名		꼍	級		氏	4	3	
-																			
剖	17署位	位置・	見取																

那 覇 市 公 報

避難勧告者	階級		<u>氏名</u>				
救助活動人員	人	避難活動人員	人	救助人員	人	避難人員	人
救助・避難活	動に使用	した資機材					
活動状況(事故	女の概要、	現場到着時のお	犬況 、要求	女助者の住所	〒・氏名等	争)	

[改正前 別記]

第6号様式(第82条関係)

	- k∕	R± 3/4	r en	報告	: 		署	長	次	席	司 4	令	司令	補		報	告	耆	Ĺ
	/JN	BAY (E	5 第7	和口	ı 音										階級	及			
		消	坊署		出	張所									氏名	<u></u>			
{ {{	生	4 4.	ПП		国生	_	を生	SA.	- - -	∂≡	1 →l.c	ц	さ出か		潮	満海	朝	時	分
災	害	種	別		風害	/.	k害	41	害。	仅	是水	启	き崩れ	,	満干	干酒	誗	時	分
発	生	日	時		平成	左	F	月	日		曜日			時		5	分頃	ĺ	
発	生	場	所																
発生	場層	所責任	壬者							(歳)	耶	哉	業					
責(壬者	皆 住	所									1	Ī.	話					
所 7	有者	皆 氏	名							(歳)	耶	哉	業					
所 7	有者	皆 住	所									冒	<u>i</u>	話					
覚	知	時	刻			時	分		覚知			Đ	見場ま	での	の距離	崔			km
気	象	状	況	天	気	風	向	風	速	気	温	ì	显 厚	Ë	警	報	秱	Ĺ	別
		時	現在						m/s		$^{\circ}\!\mathbb{C}$		Ç	%					
		号車	<u>.</u>				号車							号車	•				
出動			時	<u>分</u>			<u>助時多</u>		時	<u> </u>		- 1	出動			時		<u>分</u>	
到着			<u>時</u>	<u>分</u>			<u> </u>		<u>時</u>	<u> </u>		- 1	到着 ⁸			<u>時</u>		<u>分</u>	
救出			時時	<u>分</u>			<u> </u>		時	<u>分</u>		- 1	救出5			時 ·		<u>分</u> ヘ	
<u>帰署</u> 階	級	J	時 氏	<u>分</u> 名		階] 時 刻 級	(1)	<u></u> 氏	<u> </u>	<u>r</u> 名	+	<u>帰署</u> 階	及		時 氏		<u>分</u> 名	
1/白	N/X		17.	7 1		1/6	71/2		-1/			+	Y白 X	*				7 -	
												+		+					
												+							
												\dagger							
												\dagger							
												\dagger		1					
部	 署位	江置・	見取																
				_															

那 覇 市 公 報

避難勧告者	階級		氏名				
救助活動人員	人	避難活動人員	人	救助人員	人	避難人員	人
救助・避難活	動に使用	した資機材					
活動状況(事故	女の概要、	現場到着時の状		 対助者の住所	「・氏名等		

[改正前 別記] 第7号様式(第83条関係)

平成 年 月 日

消防長

署(課)長

災害応援出動報告書について

みだしのことについて、那覇市消防本部警防規定第83条に基づき下記のとおり報告します。

記

活 動 概 況

要請(認知)日時	
要請者の氏名	
災 害 種 別	
発生場所及び名称	
出 動 時 刻	
放水(救出)開始時刻	
鎮圧(救出)時刻	
帰 署 時 刻	
放 水 量	
出動車両及び台数	
出 動 人 員	
備考	

[改正前 別記] 第8号様式(第83条関係)

平成 年 月 日

消防長

署(課)長

救急応援出動報告書について

みだしのことについて、那覇市消防本部警防規定第83条に基づき下記のとおり報告します。

記

活 動 概 況

救	急発	生日	時
	生場所		
救	急	種	別
覚	知時刻	及び力	法
要	請者	の氏	名
出	動	時	刻
現	場 到	着 時	刻
救	護	人	員
傷	折	対	名
出	動車	両 台	数
出	動	人	員
備			考

[改正前 別記] 第9号様式(第84条関係)

	北党切集字	维却	署	長	次	席	席司令司令補		司令補	報告者				
	非常招集実	根 報 古 青										階級		
	消防署	出引	長所							氏名				
招集日時 平成 年				日	- 曜日 時		寺 分			災害種別		j		
人員	氏 名	招集 覚知時刻			署所・課 到着時刻		現場 到着時刻		解除時刻		交通 手段	備	考	
1					:			:		:				
2		:			:		:				:			
3		:			:			:			:			
4		:			:			:			:			
5		:			:			:			:			
6		:			:			:			:			
7		:			:			:			:			
8		:			:			:			•			
9		:			:			:			:			
10		:			:			:			•			
11		:			:			:			·			
12	:			:			:		:					
13		:				:		:		:				
14		:			:			:			:			
15		:			:			:			÷			
16		:			:			:			•			
17		:			:			:			÷			
18		:			:			:			•			
19		:			:			:			:			
20		:			:			:			•			
21		:			:			:			:			
22		:			:			:			:			
23		:			:			:			:			
24	:				:			:			:			
25		:			:			:			:			
番兒		<u>党知方法</u> 1 <u>交通手段</u>	1 /	ヾス		タ	クシ	_	3	自	家用車			

2017 (平成29) 年3月22日